高等学校教育改革先導校学習支援業務委託　企画提案競技実施要領

１　趣旨

この実施要領は、高等学校教育改革先導校学習支援業務を委託する者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

２　委託業務の概要

（１）業務名称

高等学校教育改革先導校学習支援業務

（２）業務内容

別添「高等学校教育改革先導校学習支援業務委託仕様書案」のとおり

（３）予算の上限額

３９，８００千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

（４）委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日（水）まで

３　企画提案競技の概要

（１）実施方法

企画提案を募集し、書面及びプレゼンテーションによる審査を経た上で、最も優れた提案を行ったと認められる者を本業務の受託候補者として選定する。

（２）参加資格

参加資格を有する者は、応募を行う日から受託候補者が決定する日まで次の要件を全て満たしている者とする。

① 日本国内に事業所を有する民間企業、NPO 法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合、個人事業主等であること。

② 本業務を企画遂行する十分な体制・能力を有していること。

③ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、青森県における一般競争入札に参加できない者でないこと。

④ 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。

⑤ 都道府県民税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。

⑥ 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。

⑦ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。

（３）企画提案競技への参加

参加を希望する者は、以下により書類を提出すること。

① 提出書類

企画提案競技参加表明書（様式１）

② 提出期限

令和８年１１月２５日（水）１７時まで【厳守】

③ 提出方法

持参、郵送又はメールにより提出すること。

④ 提出先

「10　書類の提出及び問合せ先」に同じ。

⑤ 共同提案を行う場合の留意事項

・単独で企画提案した者は、共同提案の構成員となることはできない。また、共同で企画提案した者は、他の共同提案の構成員となることはできない。

・協定書や覚書（代表構成員や構成員の記名押印がされた書面）を作成し、参加表明書と併せて提出すること。（任意様式）

・全ての構成員が本実施要領に定める参加資格を満たしていること。

・提出書類（参加表明書、企画提案書及び概算見積書を含む。）はグループを１者とみなし、作成すること。

（４）企画提案書及び概算見積書の提出

① 提出書類及び提出部数（任意様式）

ア　企画提案書（Ａ４判）　提出部数：６部［正本：１部、副本：５部］

イ　概算見積書（Ａ４判）　提出部数：６部［正本：１部、副本：５部］

② 提出期限

令和８年１１月２７日（金）１５時まで【厳守】

③ 提出方法

企画提案書及び概算見積書の電子媒体をメールにより提出するとともに、紙媒体を持参又は郵送により提出すること。

④ 提出先

「10　書類の提出及び問合せ先」に同じ。

⑤ 留意事項

・企画提案書及び概算見積書は、それぞれ１者１案とする。

・提出された書類の差替及び再提出は認めない。

・提出された書類は返却しない。

・参加資格を有さない者が提出した書類又は虚偽の記載をした書類は無効とする。

・提出された書類は、原則として青森県情報公開条例に基づく請求等の対象文書となる。

・提出書類の作成など企画提案競技への参加に要する一切の費用は、全て提案者の負担とする。

４　企画提案書の記載項目

企画提案書は、仕様書（案）の内容を参照の上、以下の内容を盛り込むこと。

（１）取組の内容

本業務は令和８年度～１０年度までの３か年度にわたる事業の初年度における取組に係る業務であることから、改革先導校における３か年度の同種の教育活動の充実に資するよう、取組を企画すること。

また、既存の教育プログラムを用いる場合、学校等での実施実績を有するものが望ましい。実績を有する場合、本提案内容の理解に資するよう、実施した教育プログラムについて具体的に記載すること。

なお、教育プログラムの詳細（対象年次・生徒、授業運営計画等）や実施形態（時期、時間数、回数、使用教室、使用教材・教具等）については、契約締結後に受託者が改革先導校と協議して調整・決定することとする。

①　令和８年度の取組

本事業の趣旨や改革先導校における取組の概要を十分に理解するとともに、本業務の対象生徒が令和９年度以降に取り組む探究的な学び等へのつながりを見据え、令和８年度の取組について目的や内容等を記載すること。

また、仕様書（案）に記載の内容（特に「４　改革先導校の学習環境や対象生徒の学習状況」）等を踏まえ、無理なく実施できる企画提案とすること。

②　令和９・１０年度の取組

本業務の対象生徒が令和９年度及び１０年度に取り組む探究的な学び等の充実に資する取組について記載すること。

また、本業務の対象生徒以外であっても、令和９年度及び１０年度に改革先導校に在籍する生徒のデータサイエンスに関する学びや探究的な学び等の充実に資する取組について提案し、記載すること。

その際、取組ごとに対象年次・生徒や実施形態を設定し、概算見積りについても記載すること。

（２）令和１１年度以降の自走に向けた支援

令和１１年度以降、改革先導校において同種の取組を自走させることができるよう、令和８年度から１０年度の間に支援できる取組等について記載すること。

（３）探究的な学びの充実に向けた支援

改革先導校が探究的な学びの充実に向けた検討を行うに当たり、支援できる取組等について記載すること。

（４）業務実施体制

本業務に係る実施体制について記載すること。

また、メンターについて、事前の研修体制を整えること等、配置するメンターが教育プログラム実施に必要なスキルを有することを証明する方法を記載すること。

（５）提案者の実績

過去３年間に受託した類似事業の実績（官民問わない）について記載すること。

また、当該実績に係る説明資料（様式任意）も併せて提出すること。

（６）留意事項

・表紙を付け、提案者名（事業者名）を記載すること。

・Ａ４判横長片面印刷（カラー印刷可）とすること。
・企画提案書に記載した内容は、概算見積書の金額の中で実施できるものとみなす。
・業務の全部を再委託することは不可とする。

５　概算見積書の記載事項

令和８年度に実施する取組の企画提案に係る経費を算出し、それらの経費を可能な限り詳細に記載すること。

６　審査及び選考

（１）実施方法

提案者によるプレゼンテーションを実施する。提案者が６者以上の場合は、本プレゼンテーションの前に書類審査を実施し、５者以下によるプレゼンテーションを実施する。

なお、提案者が１者のみの場合であっても、受託候補者の適格性を判断するため審査を行う。

（２）実施日時

令和８年１２月１０日（木）１３時３０分～
青森県立八戸北高等学校（八戸市大久保町道８－３）
※詳細な日時は後日通知する。

（３）審査時間

２５分とする。（１５分のプレゼンテーションの後、１０分の審査員の質疑時間を設ける。）

（４）発表者

プレゼンテーションを行う者は、管理責任者等、運営に関わる者とする。

（５）説明資料

企画提案書に基づくプレゼンテーションとし、新たな資料の提出や既に提出済みの資料の修正・差替等は、原則として受け付けない。

（６）審査基準

①　令和８年度の取組の内容

令和８年度の取組が、本事業の趣旨や改革先導校における取組の概要を十分に理解した上で本業務の目的達成に資するものであり、令和９年度以降の探究的な学び等へのつながりを見据えたものとして適切かつ工夫された内容となっているか。

②　令和９・１０年度の取組の内容

令和９・１０年度の取組が、改革先導校におけるデータサイエンスに関する学びや探究的な学び等の充実に資するものとして適切かつ工夫された内容となっているか。

③　支援の方針

令和１１年度以降の自走に向けた支援や探究的な学びの充実に向けた支援に係る取組等が適切な提案となっているか。

④　実施体制

本業務を円滑かつ継続的に実施するための組織体制が構築されているか。また、県教育委員会及び改革先導校への緊急時の対応を含め、安定した業務遂行が期待できる体制となっているか。

⑤　同種又は類似の業務実績

過去３年間で類似の業務を円滑かつ効果的に実施しているか。

⑥　経費の妥当性

令和８年度～１０年度までの３か年度を通じた経費の積算は適切か。

（７）選考結果

採否にかかわらず全ての提案者に書面で通知する。

なお、選考結果に関する質問、異議申立ては一切受け付けないものとする。

７　委託契約の締結

審査の結果、総合点数の最も高い提案者を受託候補者として決定する。ただし、最高点が同点となった場合は、審査員の合議により受託候補者を決定する。その後受託候補者と、企画提案書等を基に仕様書の詳細を協議し、予算の上限額の範囲内で委託契約を締結する。

なお、その際には、採用となった企画提案の一部変更を指示することがある。

８　質問の受付及び回答

（１）受付方法

企画提案競技に関する質問は、「質問票」（様式２）に記入の上、電子媒体をメールにより「10　書類の提出及び問合せ先」に提出すること。なお、メール以外による質問は受け付けないものとする。

（２）受付期限

令和８年１１月１６日（月）１２時まで【厳守】

（３）回答方法

令和８年１１月１９日（木）までに全ての質問への回答をとりまとめ、質問票を提出した全ての者に対してメールにより回答するとともに、青森県庁ホームページに掲載する。なお、当該メールの受信後は、必ず受信した旨のメールを送信すること。

９　契約締結までのスケジュール（予定）

令和８年１１月１６日（月）　質問票（様式２）提出期限
（１２時まで）

１１月２５日（水）　企画提案競技参加表明書（様式１）提出期限
（１７時まで）
１１月２７日（金）　企画提案書、概算見積書　提出期限
（１５時まで）

１２月１０日（木）　プレゼンテーション審査
※詳細日時は後日通知する
１２月１１日（金）　選考結果通知
１２月中旬　委託契約締結

10　書類の提出及び問合せ先

〒030-8540　青森市長島１－１－１
高等学校教育改革推進室
TEL:017-734-9866
E-mail:E-KAIKAKU@pref.aomori.lg.jp

11　その他

（１）本業務は、令和８年度から令和１０年度までの３か年を見据えた委託業務であるが、契約は単年度ごとに締結するものとし、令和９年度以降の契約については、予算の成立状況等により判断する。
（２）本事業における改革先導校に係る申請内容を確認したい場合、「10　書類の提出及び問合せ先」にお問合せください。